

令和3年度 上小阿仁村一般会計歳入歳出決算書補足資料

令和3年度 地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税(国・地方)率が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、「社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされております。

(地方税法第72条の116)

令和3年度上小阿仁村一般会計決算における地方消費税交付金の社会保障施策経費への充当状況については、次のとおりとなります。

歳入歳出決算

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 29,518,000 円

(歳出)

・老人福祉費(3款 民生費 1項 社会福祉費 3目 老人福祉費) 87,584,675 円

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費】

(単位:円)

目名称	決算額	本年度決算額の財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
老人福祉費	87,584,675	4,460,798	0	144,000	29,518,000	53,461,877